

(参考1) 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール

仕入税額控除の方式	請求書等保存方式 (～令和元年9月)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月～)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月～)
税率	8.0% (消費税率6.3%、地方消費税率1.7%)	○ 標準税率 10.0% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) ○ 軽減税率 8.0% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)	
請求書等	<p>請求書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額(税込み) 受領者の氏名又は名称 <p>交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も交付可</p>	<p>左記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) <p>※ 上記①②は交付を受けた事業者の追記可</p>	<p>左記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 <p>※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は税抜価額又は税込価額</p> <p>交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は交付不可</p>
仕入税額控除の要件	<p>帳簿及び請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者等からの仕入税額控除可</p> <p>せり売りなどにおいて代替発行された請求書による仕入税額控除可</p> <p>中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可</p> <p>3万円未満(税込み)の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可</p>	<p>帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む。)の保存が要件 ※ 免税事業者等からの仕入税額控除可</p>	<p>帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者等からの仕入税額控除不可 ただし、以下の特例あり。 令和5年10月～令和8年9月 80%控除可 令和8年10月～令和11年9月 50%控除可</p> <p>一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可</p> <p>請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可</p> <p>原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要</p>
適格請求書発行事業者登録制度		令和3年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可	
税額計算	取引総額からの「割戻し計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	・税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ・適格請求書の税額の「積上げ計算」のいずれかの方法によることが可
売上税額の計算の特例(注)		軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)	
仕入税額の計算の特例(注)		軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間) 簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

(注) 税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。)のみに適用が認められます。